

議案第71号 説明資料

幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例 (平成17年 9 月26日 条例第74号) 第 1 条及び第 2 条 略	○幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例 (平成17年 9 月26日 条例第74号) 第 1 条及び第 2 条 略 (診療) 第 3 条 診療所等は、次の各号に掲げる診療を行うものとする。 <u>(1) 健康診断及び健康相談</u> <u>(2) 療養の指導及び相談</u> <u>(3) 診察</u> <u>(4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給</u> <u>(5) 処置、手術その他の治療</u> <u>(診療日及び診療時間)</u> 第 4 条 診療日及び診療時間は、町長が定める。 (使用料及び手数料の納付) 第 5 条 診療所等の利用者は、使用料及び手数料を納付しなければならない。 (使用料及び手数料の額) 第 6 条 使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた算出方法により算定した額とする。ただし、当該算定方法により難しいものの使用料及び手数料の額は、町長が定める。 2 前項の場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税が課せられることとなるものにあつては、当該額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額を使用料及び手数料の額とする。 (管理の代行) 第 7 条 町長は、診療所等の管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法

現 行 条 例	改 正 条 例
	<u>（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に診療所等の管理を行わせることができる。</u> <u>（利用料金）</u> <u>第8条 町長は、適当と認めるときは、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に診療所等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u> <u>2 前項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</u> <u>3 前項に規定する利用料金の額は、第6条に規定する使用料及び手数料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て、定めることができる。</u> <u>（目的の達成）</u> <u>第9条 指定管理者は、診療所等の設置目的を効果的に達成するため、物品の販売その他必要な事業を行うことができる。</u> <u>（利用料金の減免）</u> <u>第10条 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u> <u>（適用除外）</u> <u>第11条 第5条の規定は、第8条第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる場合は適用しない。</u> <u>（指定管理者が行う業務）</u> <u>第12条 指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。</u> <u>（1） 第3条に規定する業務</u> <u>（2） 診療所等の施設及び附属設備の維持管理に関する業務</u> <u>（3） 町長の承認を得て、利用料金を変更し、又は減免すること。</u> <u>（4） 利用料金の徴収に関する業務</u> <u>（5） 前4号に掲げるもののほか、診療所等の運営に関し町長が必要と認める業務</u> <u>（指定管理者が行う管理の基準）</u> <u>第13条 指定管理者は、法令並びに幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第27号。以下「指定管理条例」という。）、指定管理条例第9条の規定に基づき締結する協定、この条例及びこれらの条例に基づく</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>第3条</u> 略	<u>規則に定める規定に従い、診療所等の管理を行わなければならない。</u> <u>(報告、調査、指示)</u> <u>第14条 町長は、公の施設の管理の適正化を図るため、指定管理者に対して法第244条の2第10項の規定により、当該管理に係る業務又は経理状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</u> <u>第15条</u> 略